

## 山陰中央新報社著作物使用申込書

年 月 日

〒  
住 所  
法 人 名  
使用責任者 (印)

申込担当者  
電 話  
F A X

貴社の著作物を下記の通り使用させていただきたいので、許諾をお願いいたします。  
使用にあたっては貴社の指示、以下の順守事項に誠意をもって従います。

使用希望する 著作物	新聞・写真・出版物		
	山陰経済ウイークリー	年 月 日	掲載・発刊
	件名・見出し		
使用目的	1. 出版 2. 冊子・パンフレット 3. ホームページ 4. その他( )		
使用形態	1. 転載 2. 展示 3. 複製 4. その他( )		
掲載紙・誌名			
発行者(所)	発行部数	部	
	頒布地域		
発行日	年 月 日	販売価格	円

## 【順守事項】

1. 使用は今回の目的に従い1回限りとします。
2. 申し込み時の内容を無断で変更しません。
3. 使用する記事、写真などの出所(掲載紙・誌名、掲載年月日)を明示します。  
※共同通信社の配信記事・写真や寄稿原稿は、別に共同通信社、執筆者等の許可を得た上「共同通信配信」などの表記をする。
4. 使用する記事、写真などに追加・挿入、削除などの変更は加えません。
5. 切り抜きイメージで使用し、テキスト化は致しません。
6. 人物写真は肖像権をクリアするため別途、本人か相続人の許諾を事前に得ます。
7. 記事、写真などを利用した刊行物などを1部、山陰中央新報社読者室著作権係に送付します。
8. 利用において著作権の使用料が必要な場合、貴社の指示に従い支払います。
9. 順守事項などに違反した場合、許諾取り消しや損害賠償請求されても異議を唱えません。
10. 山陰中央新報社および山陰中央新報の紙面、記事を誹謗、中傷するような使い方や信用を損なうような使用をしません。
11. この契約に基づいて記事、情報を利用したことに関連して第三者との間に生じた紛争は、すべて申し込み者の責任とし、解決します。

## 【申し込み時の注意】

1. 申込書は使用を希望する記事、使用形態などが分かるコピー等を添え、返信用封筒(切手を貼ったもの)を同封して郵送してください。
2. 申込書は郵送による受け付けを原則とします。ただし急ぎの場合は FAX で仮申請した後、改めて郵送手続きをしてください。
3. 使用をお断りする場合がありますので、後日、当社から諾否の連絡をいたします。

&lt;申し込み先&gt; 〒690-0887 島根県松江市殿町383

山陰中央新報社 読者室著作権係

電話0852(32)3474 FAX0852(32)3520